



公正取引委員会の取組状況

令和3年6月29日
公正取引委員会

調査の背景・趣旨

平成30年度報告書公表以降，携帯電話市場においては，通信料金と端末代金の完全分離等を内容とした**改正電気通信事業法が施行され，楽天モバイルがMNOとして新規参入する**など，**競争環境に変化が生じている**ことから，フォローアップ調査を実施。

加えて，新たな競争政策上の課題や，MNOと販売代理店との取引に関する課題等について調査・検討を実施。

調査方法

- MNO，MVNO，端末メーカー，中古端末取扱事業者，販売代理店を運営する事業者等へのヒアリング
- MNO利用者，MVNO等利用者に対するウェブアンケート（消費者アンケート）〔*〕
- 有識者によって構成される「携帯電話分野に関する意見交換会」の開催

〔*〕消費者アンケート：MNO 3社の利用者2,000人，MVNO等の利用者2,000人に対して実施。
なお，アンケートの作成に当たっては消費者庁及び総務省の協力を得ている。

「3つの視点」と調査の狙い

1

MNOとMVNO間の競争活発化

2

MNO間の競争活発化

3

消費者が最適な料金プランを選びやすい環境の整備



携帯電話市場における競争の活発化を図る

平成30年度報告書のフォローアップ事項

通信と端末のセット販売

中古端末の流通

期間拘束・自動更新付契約（2年縛り）

携帯電話端末の修理

将来的な端末の下取りや同じプログラムへの加入等を前提としたプログラム

MVNOの競争環境を確保するための制度上の対応等

SIMロック

新たな競争政策上の課題

消費者が最適な料金プランを選びやすい環境の整備

MVNOの競争環境の確保に向けて

条件付き最安値広告

新たな料金プランにおける公平性の確保

MNO 3社からの乗換えが進まない理由

RSP機能の開放とeSIMの導入

携帯電話端末に係る課題等

音声卸料金の適正性の確保

新たにMNOとして参入した通信事業者のネットワーク及び周波数への対応

5GをめぐるMNOとMVNOの競争の適正性の確保

SIMフリー端末の普及

販売代理店

腕時計型ウェアラブル端末

評価制度

MNOへの新規参入による競争の促進

携帯電話端末の販売価格の設定方法

MNOへの新規参入による競争の促進

独自商材の取扱い

- ✓ 平成30年度報告書のフォローアップ事項及び新たな競争政策上の課題の各項目において、独占禁止法上及び競争政策上の考え方を明記

フォローアップ事項の調査結果概要

- 平成30年度報告書のフォローアップ事項のうちの多くは、電気通信事業法等の改正により、制度面ではおおむね改善された
- 他方、MNO 3社が提供している端末購入サポートプログラムの運用を適正に行うことなどの運用面の課題が残っている
- 携帯電話の修理については、現状、端末メーカーは、製品の品質や安全性が担保できない等の理由により、第三者修理業者に対して純正部品を提供していない
- 他方、アップルは、「独立系修理プロバイダ（IRP）プログラム」を開始することを公表しており、IRPとして承認された修理業者は、純正部品の提供を受けることが可能となっている

新たな競争政策上の課題の調査結果の概要

- フォローアップ調査の過程において、携帯電話端末に係る課題やMVNOの競争環境の確保に向けた課題等、新たな競争政策上の課題が把握された。携帯電話市場の一層の競争の活発化を図る観点から、独占禁止法上及び競争政策上の考え方を指摘
- MNOと販売代理店との間の取引において、MNOによる販売代理店の評価制度、携帯電話端末の販売価格の設定方法、販売代理店の独自商材の取扱いに関し、独占禁止法上問題となり得る実態が把握された

MNO 3社に対する要請

- MNO 3社に対し、本調査で示した独占禁止法の考え方等を説明するとともに、特に、販売代理店との取引などについて、自主的な点検・改善を要請
- 当該点検結果及び改善結果の報告を要請

説明会の開催

- 消費者庁・総務省とともに、消費者団体に対する説明会を実施（6月24日）
- 関係事業者団体（修理業者（6月24日）、販売代理店（6月25日）、中古端末取扱事業者（6月30日予定）、MVNO（7月2日予定））に対し、説明会を実施
- 総務省のWG（消費者保護WG・競争検証WG）において、報告書を説明（6月14日、6月23日）

（参考）下請法による勧告

- 株式会社ティーガイア（MNO 3社の一次代理店）が、二次代理店である一部の下請事業者に対し、「戻入金（注）」を下請代金の額（委託手数料等）から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（総額約5660万円）ことから、下請法に基づく勧告を行った（6月23日公表）

（注）下請事業者の業務実績に対する評価結果（3か月ごと）がティーガイアが定める一定の水準に満たない場合、ティーガイアが、評価期間中の下請代金の額から、一定の算出方式で計算した金額を遡って値引きしたもの